

明治初期の神職をめぐる裁判とその特質
— 相州六所神社の神主職をめぐる裁判と神祇官・神奈川県 —

早田旅人

明治初期の神職をめぐる裁判とその特質 — 相州六所神社の神主職をめぐる裁判と神祇官・神奈川県 —

早田旅人*

はじめに

明治初期、各地の神社で神仏分離による別当・社僧の復飾がおこなわれ、神社内秩序が変容した。そして、それにもない神職身分をめぐる紛争も発生した。相模国においても寒川神社や大山阿夫利神社で神職の地位をめぐる争論の発生が知られている¹⁾。

しかし、廃仏毀釈・神仏分離とその過程を扱った研究は多いが、それともなつて発生した神職身分をめぐる裁判そのものを検討対象とした研究は乏しく、管見の限りでは見当たらない。

そこで、本稿では相模国海老原郡六所神社で発生した神主身分をめぐる争論と、その裁判を扱った神祇官・神奈川県の紹介と検討を通して、この時期の神職をめぐる裁判の特質を考えてみたい。

一 幕末期の六所神社・出縄主水と神仏分離・神主職問題

1 六所神社と出縄主水

最初に本稿の検討対象となる六所神社と出縄家・出縄主水について、検討の前提となる幕末期に至る状況を中心に概観しておきたい²⁾。

六所神社は相模国総社とされ、海老原郡国府新宿村（大磯町）に所在する国府新宿・国府本郷・生沢・虫窪の四ヶ村（大磯町）の鎮守である。朱印

地五〇石を所持し、別当は古義真言宗真勝寺が勤めていた。同社で五月五日に執行される国府祭は、一之宮寒川神社・二之宮川匂神社・三之宮比々多神社・四之宮前鳥神社・八幡村八幡神社の五社の神輿が揃う最も重要な神事で、現在、神奈川県の無形民俗文化財に指定されている。

『新編相模国風土記稿』（以下、『風土記』）によれば、六所神社には別当真勝寺のほか供僧四寺、社人一五戸があり、社人は「神主」として国府本郷村の近藤因幡、「神官」として鍵取役の万田村出縄主水、以下「執事」一名、「在庁」四名、「大禰宜」・「小禰宜」各一名、「催促」五名、「宮使」一名の構成とされている³⁾。しかし、地域の史料に近藤因幡（吉兵衛）を「神主」と記したものはない⁴⁾。また、文政三年（一八二〇）に真勝寺が定めた祭事における諸役の定書に「神主布施三河」の記載があるが、布施三河は戦国期の六所神社神主であり、文政期には存在しない人物である。これらから近藤因幡家は実際には「神主」ではなく、「神主」は祭事のみ「布施三河」役で現れる儀式上の身分であったと考えられる⁵⁾。なお、六所神社は「別当身体之社⁶⁾」として別当真勝寺が一手に支配しており、こうした「神主」身分の曖昧さが、後述する神主職をめぐる争論の遠因になっていた。次に、出縄主水家であるが、同家は海老原郡万田村寺山久保（平塚市万田）に居住し、『風土記』には「旧家慶蔵」として「往昔より国府新宿六所宮の

* 平塚市博物館

神官として鑰取役を勤め、社領の内を配当す、即職名を出繩主水と呼べり」と記されている。また、出繩家が鑰取役を勤める根拠は、同家が所持する天文一二年（一五四三）九月の鑰取免寄進状にあった。これは小田原北条氏家臣松田六郎左衛門尉らが「寺山清三郎」に宛てて山下郷寺山の田畠を「国符六所為鑰取免、令寄進候」とするものである^⑨。出繩家はこの寺山清三郎を祖先に位置づけ鑰取役を継承していた。さらに、文政期以降には、養老年中（七一七〜七二三）に六所神社の扉を開けたという「出繩王子」を同家の祖先として鑰取役の根拠とする由緒を語っていた^⑩。

その後、天保一〇年（一八三九）一月に出繩慶蔵が別当・社僧に勧められて白川神祇伯家の許状を取得すると、同家は神職意識を強めていった。翌年九月、慶蔵は領主^⑪へ神職名「主水」への改名を願うが、村民から「神職相好候者二付、平生權威二募り」と批判されたこともあつてか容易に許可されず、嘉永七年（一八五四）閏七月になり、漸く改名が許可された。しかし、同時に「神主と唱候儀者相成かたく」と「神主」を名乗ることを牽制された^⑫。

慶応元年（一八六五）一二月、慶蔵が死去し、本稿の中心人物である嫡子の周蔵が家を継いだ。周蔵は文政八年（一八二五）に生まれ、父の死の翌年一〇月に領主より「主水」襲名を許された（以下、周蔵を「主水」と表記）。翌慶応三年には白川家許状を取得し、その許状中で「神主」号を獲得した。しかし、それは白川家と主水の間の書類のみに表記されたもので、領主・村・神社の承認を得ずに獲得したものであった^⑬。

さらに、戊辰戦争が勃発すると慶応四年四月一三日、主水は「六所宮神主」を名乗り大総督府へ神璽を献上、相州大山御師を主体とした草莽隊である懲胡隊へ「六所宮神主」として入隊、活動した。主水は戊辰戦争を機に「神主」化、「神主」身分の既成事実化を図ったといえる。しかし、他の

神職隊に下された「御朱印高由緒書上」提出の沙汰が自分にも下るよう所属隊長に無断で工作したことで謹慎を命じられ、草莽隊運動から離脱してしまった。「御朱印高由緒書上」提出は、新政府に彼の六所神社の「神主」としての地位を認めてもらう好機であったが、それを果たすことができなかった^⑭。

そして、草莽隊運動離脱後の主水は帰郷後、六所神社で神仏分離運動を開始することになる。

2 出繩主水の神仏分離運動

慶応四年（一八六八）七月二〇日、草莽隊運動から離脱、帰郷した出繩主水は六所神社の別当真勝寺を訪れ、「復飾之義致し、神務可然旨」を申し入れた。真勝寺は「別当供僧共一同滅罪旦家有之候二付、復飾難相成」と難色を示したが、社内から「本地薬師之像拔出し」た旨を答えた^⑮。また、八月六日には渋沢村（秦野市）渋沢八幡宮神主諸星相模を訪ね、同人から「当御門人（白川家門人）丈之神職神祇官附属被仰付、人別等神祇官へ差上度」旨を出願したことを聞いた。そこで、翌々日、主水は六所神社の社人らに「社中人別一社限り取調、神祇官江差上度」旨を示談した。結局、社人らの合意は得られなかったが、主水は社中の神祇官附属を自己の主導で出願することで、神社筆頭の地位獲得をはかったと思われる。この後、西小磯村との地所をめぐる裁判のため国元を離れることが多くなったが、帰国後の明治元年（九月八日に慶応から改元）一月二二日、主水は真勝寺の「未夕僧形二而神勤被致趣」を非難し、社前の仏具の撤去を求めた。さらに二八日には、神社における僧形での神勤の禁止と幣帛の白川家流への変更を申し入れた^⑯。

先述のように六所神社はこれまで別当が支配し、神主は曖昧な存在であった。しかし、慶応四年三月一七日の神仏判然令は、別当廃止後の六所神

社の主導権を争点化させ、出縄主水にとって自らを「神主」として、別当廃止後の神社支配権を獲得する好機になったと思われる。すなわち、出縄主水にとつての神仏分離運動は、自己の主導で運動を進めることで別当を離社、あるいは配下神職とし、自らを「神主」として神社内の主導権を獲得するねらいがあつたと考えられる。

ただ、一月二日に主水が真勝寺と面会した際、真勝寺から「君者神主と被申候由、如何ニ候哉」と質された¹⁸。主水は白川家許状や草莽隊活動で「神主」を称していたが、それは領主・村・神社の承認を得たものではなかつた（先述）。真勝寺はその点を突き、主水の神主としての正当性を質したのだが、ここからは主水の「神主」としての地位が、他の神社関係者にとつて決して自明のものではなかつたことがわかる。

3 近藤吉兵衛・近藤七郎兵衛の神主職出願

出縄主水は「神主」として神社の主導権を握るべく草莽隊運動や神仏分離運動に励んだが、六所神社の「神主」職を主張したのは彼だけではなかつた。この間、国府本郷村の近藤吉兵衛は葦山県へ出願し、六所神社の「本神主」の身分を認められ、同年一月二月には「三河」への改名と神葬祭も同県に願ひ出していた¹⁹（以下、吉兵衛を「三河」と表記）。また、国府本郷村の近藤七郎兵衛も同じころ「別当差添、近藤七郎兵衛江神主願いたし、御間届之上、知県事より御附札相成²⁰」と、別当を背後に控えて葦山県へ神主職を出願し許可されていた。近藤七郎兵衛は社僧付役人であり、真勝寺は彼を神主にすることで神社内の影響力確保をねらつたと思われる。

すなわち、この時期、出縄主水・近藤三河・近藤七郎兵衛の三人が六所神社の「神主」を自任・主張して、それぞれ運動・出願を展開しはじめたのである。

二 神主職をめぐる裁判とその経過

1 争論の発生と神祇官での裁許

—— 明治二年一月一日～三月二十五日 ——

明治二年（一八六九）元旦、出縄主水が神勤のため六所神社へ出張すると、近藤三河・近藤七郎兵衛の両人が装束を着用して現れ、「大乱二相成候様子」となり、主水は「御扉不開、御供物而已扉外二而相備、引取」らざるをえなくなつた²²。元旦祭事場で三人が神主身分を主張しあい、神事が紛糾したのである。

二月五日、主水は東京へ出て小川町（東京都千代田区）の神祇官権判事古川三郎（豊彭）宅へ赴き、古川の家来になつていた元白川家役人の内海隼人²³に面会した。内海は主水に「白川殿御許状之義者御取用相成候間、是迄之通り二而神勤可致旨」と、「継目之義者、府藩県之印鑑ヲ以神祇官江可願出旨」を申し渡した。主水は自分以外の神主を主張する者の出現により、所有する白川家許状の有効性と神職継目の手続きを確認したと考えられる。神職継目については明治元年一月二〇日に「諸国大小神社神職継目之儀ハ所部之府藩県之印鑑ヲ以可願出候²⁴」との達が出されており、府藩県を通して神祇官から許状が授与されることになつていた。近藤三河・近藤七郎兵衛は葦山県へこの手続きを経たうえで神主を主張したが、出縄主水はこれをしていなかった。そこで七日に主水は芝新銭座町（東京都港区）の葦山県役所へ「渠等新規神主願仕候哉有無奉伺候²⁵」と三河・七郎兵衛の神主職出願の事実確認を求める伺書を提出した。九日、葦山県は両人を召喚するとして、それまでの待機を主水に指示した。

しかし、二月一二日、待機中の主水のもとに神奈川県から「神祇官へ可罷出旨」の差紙が届けられた。実は淘綾郡の村々は明治元年一月に葦山

県から神奈川県へ支配が移管されていた。²⁸⁾ おそらく蕪山県は支配替えをうけて、この神主一件の処理を神奈川県に委ね、神奈川県は神主職を巡る争論という本件の性質から主水に神祇官での裁判を指示したと思われる。翌一三日、主水は神祇官へ着届を提出した。

二月二〇日、主水は蕪山県役所を訪ね、七日に提出した伺書の返答を求めると、「当役所二而間違二而聞届ケ候へ共、今般呼出し取調候処、出入ニも可相成程之義候へ者、当時支配違之義二付、挨拶難致」との返事であった。蕪山県は三河らの願書を誤って聞き届けてしまったが、彼らを取調べたところ裁判になりそうであり、今は支配違いであるとして対応を拒絶したのである。「間違二而聞届ケ」とは、すでに海綾郡の支配が神奈川県に移管されていたにもかかわらず、三河らの神主職の出願を許可してしまつたことを意味しよう。

これより以後、神祇官が訴訟の場となつた。二月二五日、主水は神祇官へ訴状を提出した。訴状には主水の戊辰戦争参加の実績とともに、蕪山県の三河らへの神主職許可は「御不行届」であつたことも述べられ、彼らへの取調べが訴えられている。²⁹⁾

三月五日、神祇官で出縄主水・近藤三河・近藤七郎兵衛の三人の取調べがおこなわれた。³⁰⁾ 取調べの場で主水は主要な神事は「御霊遷等総而私相勤候」と主張したが、先祖を「相武国造」とする由緒を述べたところで、「国造杯と申立候義暁と証拠無之候而者難申立、(中略)猥ニ右様之義申問敷」と咎められた。先述のように出縄家は従来、「出縄王子」を先祖にして鑰取役の根拠とする由緒を語っていた。しかし、主水は草莽隊離脱後、その由緒を払拭し、相武国造を先祖として「先祖国造以来より引続私方ニ而社頭向都而進仕来候」とする由緒を創出していた。これは戦国期の神主である布施三河からの神主職継承を主張しはじめた両近藤家の由緒に対

抗したものであつた。³¹⁾ 結局、主水の取調べはそこで終わり、主水は白川家許状と鑰取免寄進状の提示を指示されて退出した。

そして、三月一三日、神祇官において権判事古川三郎・田中沖太郎(則之)らの列席で「吉兵衛事三河」を「神主」、「七郎兵衛事清因」(以下、「清因」と表記)を「禰宜」、出縄主水を「鍵取禰宜」とする裁許が下りた。³²⁾ 主水の相武国造の由緒は全く通用せず、提示した鑰取免寄進状が出縄家の鑰取役の地位を神祇官に確認させたと思われる。

この裁許に主水は激しく反発し、「是迄神勤も無之者ニ上座被致候義難得其意」と請印を拒否した。翌一四日、主水は病氣と称して神祇官への出頭を拒否したが、一五日、神祇官へ出頭し、自己の正当性を主張する願書を提出するも、裁許への請印を命じられ、結局、請印をしてしまった。

2 神祇官裁許の再審へ向けた模索と神奈川県での再審

—— 明治二年三月二〇日〜七月四日 ——

請印はしたものの裁許に承伏できない出縄主水は、明治二年三月二〇日、六所神社の神事と自己の職役を記した伺書を神祇官へ提出した。³³⁾ 応接した神祇官の東儀伊予守は近藤三河への神主職任命は「全人物調之上ニ無之」、「証拠之義も不都合之廉」があるが、「清因・三河之本末を相糺し、一旦申付」けただけであり、三河に不正があれば「当官ニおゐて職業引上」げるので、帰国せよと主水に指示した。³⁴⁾

四月一日、主水は小川町の古川三郎宅へ行き、内海隼人へ裁判について「残念至極ニ付、調直し願度旨申入」れ、「此世の別れに古川殿江面会被仰付度」と迫ったが、「宅ニ而面会一切無之」と拒否された。

四月五日、主水は白川家屋敷へ行き、「神祇官事件内願」をした。裁判の再審を求める内願であろう。応接した白川家の阿部田出羽守は「右は神祇官ニ而定候義故、当方より手入難致」として、神祇官副知事亀井茲監への

内願を助言した。しかし、主水が亀井に接触した形跡はない。

その後、四月二〇日、主水は神祇官権判事古川三郎・田中沖太郎の罷免の情報に接した。そこで彼は古川らの不正を訴え神祇官の裁判の再審を求める願書を二六日に浅草御門内の行政官訴状箱へ投函、五月四日には日本橋の行政官訴状箱へ投函した。

その願書には、①近藤三河は昨年冬の神主職出願以来、武州榛沢郡小茂田村北向明神神主中嶋数馬³⁵を頼み、古川三郎・田中沖太郎の兩人へ「虚偽之由緒」を吹き込んだこと、②古川らは重役の留守中に「事実御取糺も無之」三河を神主とする裁許を下したこと、③古川は白川家役所廃止後、中嶋の周旋で自宅を役所と僭称し、復飾や新規に神主職を願う「数百人より御礼録并御菓子料等ト名付、多分之金子貪り取」ったこと、④今回の裁許も「旧冬神主願之砌、多分之金子差出内願いたし置候ニ付、古川・中嶋之兩人兼而差含居次第」によること、などが告発され、彼らによる裁判の不当性が訴えられていた³⁶。主水は古川・田中罷免の情報を受け、彼らによる裁許の不当性を主張することで再審を求めたといえる。

五月一日、主水は以前からの相談相手である武蔵国府中六所宮神主猿渡容盛と面談し、猿渡から神祇官への再審願書の提出を助言された。そして一五日、主水は古川らへの告発を記した再審願書を神祇官へ提出した³⁸。しかし、応接した官掌からは支配知県事への出願を指示された。主水は「御当官ニ而御裁許相成候義を支配知県事ニ而可取立義無之」と、あくまで神祇官での再審を求めた。すると、主水の支配・肩書・名前書と三河・清因の名前書を求められ、神祇官から支配知県事へ問い合わせのうえ沙汰すると指示された。

五月二二日、神祇官の召喚で出頭すると、権判事青山稲吉は主水の願書通りであれば受理すべき案件だが、知県事の添簡のない出願は「差越」に

なるとして、まず支配知県事へ出願し、受理されなければ知県事の添簡を持参して神祇官へ出頭するように指示した。また、もし知県事に添簡発給を拒否されたら、その旨を神祇官に申し立てるようにとも指示した。さらに、神祇官より支配知県事へこの件について通達しておいたが、改めて通達するので早々帰国のうえ支配知県事へ出願せよとのことであった。翌二三日、主水は東京の神奈川県出役に神主一件の願書を提出したが、神奈川表へ出願するように指示され、二四日、神奈川県へ出願する旨の届書を神祇官に提出して帰国した。

明治二年六月四日、出縄主水は横浜の神奈川県裁判所内政局へ一件の再審を求める願書を提出した。長谷川新太郎³⁹が応接し、主水に短文にした願書の提出を求め、六日、主水は短文の願書と神祇官へ提出した願書の写しを提出した。

翌七日、主水が神奈川県へ出頭すると、長谷川から社中姓名の書き上げを求められ提出した。しかし、席順に書くよう指示され、書き直して再提出すると、翌日の出頭を命じられた。八日には長谷川から主水の肩書を「神主」と記し、その理由を書くよう指示され、書き直すと翌日の出頭を命じられた。九日、長谷川は、今朝願書を上達したが、まだ相手の召喚もなく、今日は判事も出勤してないとして主水に明後二一日の出頭を命じた。しかし、一一日、一二日と主水が出頭しても再審の沙汰はなかった。一日、長谷川は真勝寺・三河へ一六日までの出頭を命じる差紙を出すとして、主水に六月一六日までの帰村を命じ、翌日主水は帰村した。

そして、六月一七日、主水は再び神奈川県裁判所へ出頭し、一八日に長谷川による近藤三河・真勝寺を召喚しての取調べが開始された。まず、長谷川は三河に「葦山県へ神主職願出候砌、社中一統承知之上願出候哉」と尋ね、三河は「一同承知之上願候」と返答した。これに対して主水は三河

の神主職出願は全く知らされておらず、真勝寺と国府本郷村名主近藤為之助も三河は「謀判」で出願したと言っており、三河は「其外品々不法之者」なので嚴重な吟味を願いたいと申し立てた。これに長谷川が三河へ釈明を求めると、三河は「別条無御座由緒有之ニ付葦山県より御附札相成候旨」を主張し、「謀判」したとされる願書については写しを宿から持参するとして退出した。

次に真勝寺が尋問され、真勝寺は「一体元神主者大住郡上吉沢村へ布施三河と申者有之、夫より近藤七郎兵衛方江神主職持参ニ而出候旨」を主張した。戦国期の神主である布施三河から近藤七郎兵衛(清因)家への神主職継承を語る由緒の主張である。これに主水は証拠書類の提出を求めたが、「証拠者一切無之」との返答であった。その後、三河が戻り、長谷川が三河に社領の配当高を尋ねると、三河は二石余あり、また延宝年中(一六三七〜一六八〇)に真勝寺へ一三石を譲った際に清因へ二石余を遣わし、神主を代動させていたと主張した。これに対して主水は、三河は「神役二一切携り不申、右故社領配当一切無之者ニ而、社領年貢取立セ話人ニ候」と申し立てた。すると三河は「私義者当時之処、御朱印配当一切無之、社役も一切相勤不申旨」を認めた。ここで長谷川は主水と三河に証拠書類を持参のうえ翌日の出頭を命じた。

翌一九日、主水が出頭すると、長谷川は相手方が書面を提出したが、「一向不分ニ付、差戻し」として翌日の出頭を命じた。二〇日、主水が出頭すると、長谷川から、三河は葦山県への神主職出願の際に「出縄主水杯と申名目無之趣」を主張したが、「当県ニ文政度之頃、出縄主水と申名前相見」え、三河の出願は「偽願」であったこと、三河が証拠として提出した小田原北条氏の虎朱印状も「古キ書物ニ候得共、寅ノ朱印と者相見へ」なかつたことを聞かされた。そして、長谷川は双方ともに社中名前先祖書と

現在の名前を席順に記して提出するよう命じた。

その後も出縄主水は横浜に滞在し続け、六月二七日に真勝寺の檀家総代安兵衛が真勝寺の復飾を神奈川県へ出願したとの情報を得た。翌二八日、安兵衛が主水を訪れ、神奈川県の「厳命」で昨日、真勝寺の復飾願書を提出したと述べた。主水は「以之外之義ニ付、早々御裁判所江罷出、伺可申旨」を返答したところ、いずれ示談したいとして「一両日猶予」してほしいといわれた。翌二九日、主水は真勝寺の復飾に反対する訴状を作成して神奈川県へ出願したが、閉庁していたため三〇日に提出した。長谷川は主水の訴状を受理したが、「真勝寺之願書取置候取用候義ニも無之処、右様書面差出候者、上江差図」にあたりと主水を咎め、「氏子・役人其外篤と取札候上沙汰」するとして旅宿での待機を指示した。

しかし、その後何の沙汰もなく、七月六日に主水らは「廿日迄盆帰村」を命じられた。この後、七月中に清因は自らを三河の分家と認め、神主職出願を心得違いと詫げる詫書を三河に提出し、三河と清因の対立が終息した。真勝寺はこの両近藤家の和解の動向により、清因を神主にすることができなくなつたため、自ら神主になるべく復飾を出願したと思われる。

3 盆明け後の再審と氏子の不帰依

—— 明治二年七月二日〜八月二四日 ——

明治二年七月二一日、盆明けにより出縄主水は神奈川県へ出願したが、明後日の出頭を命じられた^④。しかし、二三日、二五日、二六日と主水が出頭しても、長谷川の不在などのため進展はなかつた。ただ二六日には、七月一日に主水の嫡子の雪雄が神事を妨害された旨を訴える伺書を提出した。二八日、主水が神奈川県へ出頭すると、長谷川は雪雄への神事妨害について三河らと示談して神事を勤めるよう指示した。そこで、主水が三河・為之助と示談すると、雪雄の内陣向きの神勤を認めることで合意した。し

かし、三河が帰村を願ったため、主水にも来月五日までの帰村が命じられた。この時、長谷川は主水に、「其方禰宜職ニ引下ケ相成候義、神祇官ニ而不筋之段残念之趣尤ニ候、就而者、元別当真勝寺義も復飾いたし度趣ニ付、同寺江も復飾申付神主ニいたし、其方義も古来より御内陣相勤来り候ニ付、神主と引直し、三河義も一端神祇官ニ而被申付候義ニ付、是も供僧代りと思ひ神主ニいたし、三人ニ而示談可致旨」を指示した。主水・三河・真勝寺の三人をともに神主にするとの提案である。しかし、主水がこれを拒否すると、長谷川は主水に「鎌倉八幡大社」では「惣別当ヲ惣神主ニいたし、在来之神主者次席」になつたと述べ、主水に三人神主への妥協を暗に求めた。しかし、主水は「其義者御趣意ニ相振候義」と批判し、「東京ニ而今般勅祭ニ被仰付候府内拾社之内、日吉神社元別当権僧正勸理院ニ而も復飾いたし次席ニ相成、其外根津・芝神明、何れも復飾者次席ニ被仰付」と復飾者が次席になつた例を並べ立てた。さらに、「殊ニ勅祭武州一宮水川社、是迄三神主同席之処、今般御改之上、岩井五位耆人神主ニ被仰付、両角井禰宜ニ御引下ケ相成候」と、神主が三人から一人に定められた大宮水川神社の例をあげて、長谷川による三人神主の提案の不適切さを批判した。そして、「朝敵同様之者共御引立、神主職被仰付候義者難得其意旨」を主張した。長谷川は神祇官の裁許に請印したにもかかわらず「只今強勢申張候義不穩」と主水を非難し、「兎も角も来月出港の上ト先示談掛合可致」と命じた。翌二九日、主水は帰国した。

八月八日、主水は神奈川県へ出頭し、翌九日、主水・三河・真勝寺で三人神主の可否について示談がもたれた。しかし、三河は「三人神主ニ而者不承知、社領之義者耆人ニ而進退致度」と三人神主と社領の分配を認めず、主水は社領の配当を「三人平均」にし、主水を「神主」、真勝寺を「禰宜」、三河を「准禰宜」か「社人」にすることを主張、真勝寺は社領一三石の所

持を主張して示談は決裂した。

八月一三日、主水が神奈川県へ出頭すると、長谷川は氏子役人が「真勝寺不帰依、出縄主水者猶更不帰依」の旨を昨日書面で提出したと伝えた。そして、真勝寺が「氏子之内二者、三河不帰依ニ而拙寺帰依之者も有之」と主張したのでその書面の提出を命じたとして、主水にも「氏子之内帰依之者連印書面」の提出を命じた。しかし、主水は帰依・不帰依に関わらず「神社江由緒之家柄御調之上、長官被仰付度」と主張した。これに長谷川は帰依者がいないのは「凶敷所業」であるとして、帰村のうえ書面提出を命じ、主水は渋々承知した。

八月一八日、神奈川県より急の召喚を受け主水が出頭すると、掛り役人は三河が「氏子中耆人も不残三河江帰依之趣」を申し立てたので、三河に「小前一同連印」の書面提出のため帰村を命じたとし、主水に改めて帰依者の連印書面の提出を命じた。主水は「氏子之加勢者頼ミ不申」として「筋目之者江長官」を命じるよう訴えたが、県より沙汰があるまでの帰村を命じられた。

主水の住む万田村は六所神社とは大磯丘陵を隔てた遠方に位置し、六所神社の氏子村でもなく、彼が神社の地元を支持基盤を作るのは容易ではなかつたと思われる。それゆえ主水は氏子の「帰依」によらず「由緒」・「筋目」による裁判を主張せざるをえなかつたのであろう。

4 膠着する神奈川県の再審

—— 明治二年九月一三日〜二月一五日 ——

明治二年九月一三日、出縄主水は神奈川県を訪れたが掛りが不在であった。二〇日にも訪ねたが、まだ不在とのこと帰村した。

一〇月一日、主水は再び神奈川県を訪れたが、六日まで連日掛りの不在や病気のためとして裁判は進展しなかつた。七日になつて伺書と由緒書を

提出できたが、「当時御掛り重役出役二付、書面者受取置、上江差上可申間、御沙汰被為在候迄帰村」を命じられ、翌日、主水は帰村した。

一月一日、主水は定例新嘗神事のため六所神社へ出勤した。しかし、三河が神鑰を持って横浜へ出てしまったため、「御扉外」での神事執行を強いられた。そのため主水は三河からの神鑰返還を求める願書を作成し、一月二二日に神奈川県へ出頭した。しかし、「延刻」のため願書を提出できず、翌二三日、二四日も休日のため提出できなかった。二五日になつて提出できたが、夕刻に召喚され出頭すると閉庁していた。二六日には長谷川に面会できたが、「当節差掛り收納向ニ而繁用」を理由に帰村を命じられ、神鑰については「帰村早々掛合、神鑰取戻し、神事可致、万一不法申募り候ハ、当日社頭ニおゐて掛合、休祭之上否哉可申立」と指示されただけであつた。

一月一日、帰村した主水は神鑰の引き渡しを三河に求めた。しかし、三河は拒否し、「出繩主水義、以来是迄之服ニ而神勤難相成」と迫つた。これに主水は「右者御許状頂戴ニ而御免之服ニ付、別段御沙汰無之内者、右服相用候義当前ニ付、貴殿差凶不受」と拒否した。主水にとって白川家の許状とその神服・作法は自己の神主身分の正当性の根拠の一つであり、三河はその無効化をねらつたといえる。

二月六日、主水は三河を非難し、「由緒之者江長官」を申し付けるよう訴える願書を神奈川県へ提出した。しかし、翌日の出頭を指示され、翌七日、出頭すると担当者が長谷川から「山田氏」に替つたとして宿での待機を命じられた。夕刻に再度出頭したが、翌日の出頭を命じられ、結局、一五日まで連日休日や掛り不在を理由に裁判は膠着した。

5 神祇官再願への模索

—— 明治二年二月二日〜明治三年二月二九日 ——

裁判が一向に進展しない神奈川県に失望したのか、一月二二日、出繩主水は再度神祇官へ訴えるべく神奈川県に神祇官への添簡発給を求める願書を箱訴した。また、一六日にも同様の願書を神奈川県御訴所に提出した。すると、桜井桂次郎⁽²⁾からこれまでの経緯を尋ねられ、「早々上江可差出」として腰掛での待機を命じられた。しかし、「掛り病氣ニ而出勤無之」として結局願書は返却された。

主水は神奈川県への失望を深めたのか、一九日、神祇官へ再審を願う願書の案文を江戸で猿渡容盛に見てもらい、「廿日早々、神祇官江差出し可然旨」の助言を得た。これを受けて翌二〇日、主水は神祇官を訪ねたが、二二日の出頭を命じられた。二二日、主水は神祇官に出頭し、三河の召喚と「双方之由緒、正不正篤と御吟味」を願う願書を提出すると、写しを添付しての再提出を指示された。二三日、主水は神祇官へ願書と写しを提出したが、「今一応支配江相願、採用無之候ハ、当官江出願致候旨」を指示されただけであつた。

そこで翌二四日、主水は神奈川県へ出頭し、神祇官への添簡発給を求める願書を提出した。すると「早々呼込」まれ、「早々掛り江問合、重役江伺之上沙汰可致」として翌日の出頭を命じられた。

翌二五日、主水が出頭すると田川耕作⁽³⁾から神奈川県での審理は「当八月以来御收納向ニ而御用繁故延引いたし候得共、全ク閑等⁽⁴⁾候義二者無之間、最早今日切役所引ニ而其方之一条而已取調候義難相成間、来春早々相手方呼出し吟味可致」といわれた。また、掛りも病氣のため年明けに取調べるとして帰村を命じられた。しかし、主水が強いて添簡を願うと、田川は当面の神事を勤められるようにするとして、二七日に三河を召喚する差紙を

出すので宿で待機するよう命じた。そして、二八日、主水・三河が召喚され、「二件中双方立会、古例仕来之神事相動可申」と命じられ、双方請印のうえ来春正月二〇日までの帰村が命じられた。

明治三年元日の神事は、国府新宿村要右衛門が「支配より御下知抔と虚言申、彼は神事江妨いたし」たが、示談により執行できた。

一月二二日、主水は神奈川県へ出頭したが、連日御用繁として進展なく、二五日には担当役人が石賀作介⁴⁴に替ったとして、沙汰あるまでの帰村を命じられた。主水は再び神奈川県に見切りをつけたのか、翌二六日に神祇官へ歎願する旨の届書を提出した。すると「早々呼込」まれ、中村民五郎⁴⁵から神祇官へ提出する願書の下書と先般の裁許請書の写しの提出を求められた。主水は書類執筆のための日延べを願い、二八日に提出のため出頭したが閉庁していた。翌二九日には前記二通を提出できたが、中村から二月二日に一同を召喚するのでそれまで宿での待機を指示された。

二月三日、主水は国元から近藤三河の召喚の沙汰はいまだないとの情報を得た。さらに、その後六日まで休日や掛り不在などの理由で裁判は進展せず、七日、主水は「実々御吟味無之候而者難渡仕候間、東京江出府仕度」との届書を提出した。すると、翌日の出頭を命じられた。翌八日、主水は神奈川県に出頭し、「相手三河早々御呼出し無之候ハ、直様御本官江訴可致」と述べると、中村は主水に「三河并氏子重立役人・村役人」を一〇日に呼び出す差紙を渡した。

二月一日、神奈川県に召喚され出頭すると、石賀作介が訴答一同の前で主水に神祇官への願書の写しの提出を求めた。主水が提出すると短文の趣意の提出も指示し、相手方にも願いがあれば書面を提出するよう命じた。

一三日、主水は神祇官への願書と添簡願いを持参して神奈川県へ出頭したが、中村の退庁のため提出できず、以後、連日役所の休日や相手方不参

が続いた。二一日に相手方が到着したとのことで翌日の出頭を命じられ、翌二二日に出頭したが、「今日掛り多用ニ付明日可罷出旨」を申し渡された。その翌日も出頭するが「有無沙汰無之御役所引」となるなど進展せず、二月二八日には、三河が三月一日・三日の神事のための帰村願書を提出したとして、主水に神事執行のための帰村が命じられた。しかし、主水が吟味の継続を願うと、その旨を記した書面の提出を指示され、書面作成後、提出に赴いたが閉庁していた。翌二九日、主水が書面を提出すると、早々に主水・三河が召喚され、近く吟味をおこなうとして宿での待機が命じられた。

6 国府祭の休祭

—— 明治三年三月二十九日～五月一〇日 ——

明治三年二月二十九日以後、四月一七日までの日記が存在せず、その間の詳細は不明だが、出縄主水は三月二十九日に国府祭について伺書を神奈川県へ提出している⁴⁶。おそらく神主が確定していない現状での国府祭のあり方に関わる伺いであろう。しかし、その沙汰が出ないうちに、氏子・村役人が主水に神奈川県より主水の離社の命令が下りたといってきた。そこで四月三日、主水は神奈川県へ出頭した。しかし、七日、主水は「三河之次席ニ而禰宜役」を勤めることと、「是迄御採用之神服難相成旨」を命じられることになった⁴⁷。主水はこれに抗議したらしく、一八日、中村民五郎は葦山県・神祇官との交渉のうえ吟味するとして、主水に沙汰あるまでの帰村を命じた⁴⁸。また、主水が三月二十九日に提出した伺書の返答を求めると、中村は国府祭の休祭を命じた。主水が「一社限りニ無之間、上様より御沙汰無之候而者自儘之休祭難成旨」を申し立てると、中村は横浜に留まり吟味を受けるよう指示した。

しかし、一九日、主水は「神勤之沙汰無之二付」として神祇官へ歎願す

る旨の届書を神奈川県に提出した。すると、すぐに召喚され、山田慎蔵⁴⁹から「其方神勤之義、当県ニ而差留候義決而無之、一件中神主名を以相勤候義不宜旨」を申し渡された。また、近藤三河についても葦山県・神祇官と交渉のうえで吟味するとして主水にそれまでの帰村を命じた。主水は「大祭之節如何様之大事件出来候哉難計」いが、「仮令一命ニ掛ケ候而も押而神勤可仕」と申し立てた。さらに四月七日に「是迄御許容之服不相成様」命じられたことにつき質問すると「当県ニ而御沙汰難致間、右は伺書差出し候ハ、御本官江伺之上沙汰可致」とのことであった。

結局、国府祭は「都而休祭」を命じられたとして、一同が請書を提出して休祭となった。しかし、実際は主水・三河を除いた社人で執行された。

五月八日、主水が神奈川県に出頭すると「今般神祇官江伺之上、一件中休祭申付候間、一同連印請書」の提出を命じられた。しかし、翌九日、「三河并氏子惣代より難渋申立候二付、右事件江携候者都而差扣、外社人ニ而仮祭可致旨」を命じられた。そして翌一〇日、追つての沙汰があるまでの帰村を命じられた。

しかし、その後も何ら沙汰がないまま、近藤施川（三河が改名、以下「施川」）による六所神社の神事執行や社領田地の作付け、社木の「一己之取計」での売却など、主水にとつて看過できないことが起きた。

九月六日、主水はこれら施川の「不法之始末」を訴える訴状⁵⁰を神奈川県に提出したが、その後も連日担当役人の不在などで進展しなかった。そこで、一〇月三日、主水は「未夕御沙汰無御座実以当惑」として、裁判を「神祇官江御廻し被成下置度」旨の願書を提出した。しかし、九日に中村から「葦山県并御本官ニ而御裁許相成候とて、当県ニ而明白御吟味之上、夫々伺、猶又御評議之上、相当之御所置」がある旨を心得るよう申し渡された。主水の神祇官への出願を牽制する発言であろう。翌日、主水は帰村した。

7 裁判の終息―「神職筋目」の廃止

明治三年二月一八日―明治五年九月一九日―

明治三年二月一八日、出縄主水は神祇官へ歎願書・始末書を添えて提出した。しかし、「当二月一二月二日より総而弁官ニ而御取扱相成候間、明日早朝弁官江可願出旨」を申し渡された。そこで翌日、願書を作成し、神祇官の印鑑交付を願ったが、「当官直支配之分ならてハ印鑑難相渡旨」をいわれ、「支配知県事江添簡相願、直段弁官江奉願へき旨」を申し渡された。

翌二〇日、主水が神奈川県へ出頭したところ、「二四日、一件一同呼出し可取調間、止宿江扣、同日可伺旨」を申し渡された。しかし、二四日に提出しても沙汰はなく、翌日呼び出されて出頭すると「御掛り御病氣」として帰村を命じられた。

翌明治四年正月、近藤施川は神事に出席して種々指図をするようになっていた。そこで三月一三日、主水は施川の「祭典執行其外品々不法之所業⁵¹」を訴える訴状を神奈川県へ提出した。しかし、「一件之義者急々支配替」になったとして「小田原藩江御廻し相成候間、同藩江可差出旨」を指示され、訴状を返却された。なおこの日、主水は「綾雄」と改名することを届け出た（以下、「綾雄」と表記）。

三月二九日、出縄綾雄は近藤録郎（為之助が改名、以下「録郎」と表記）に施川・社中と国府祭について相談したいとして交渉を依頼したが、四月五日、録郎からの返答は施川が一向に返事してくれないとのことであった。

四月八日、国府祭に参加する「類社集会」が大磯宿で開かれ、綾雄が赴くと施川・寒川神社神主・前取神社神主の三人が内談していた。施川は綾雄に「冠齋服之義者一般御廃止相成候間、当大祭之節、右服遠慮可致」と迫ったが、綾雄は「当祭礼之義者一件中之義ニ候へ共、先規之通りニ而無

難二神事仕度」と主張した。寒川神社神主は「右一件者其御社一社限り二而私事二付、五社より何れ共難被申旨」を話してそれぞれ帰った。

四月一六日、出縄綾雄は国府祭が差し迫っているとして神奈川県に施川の取調べを求める願書を提出した。⁵⁴二八日、神奈川県に訴答一同が呼び出され、裁判関係者の国府祭への不参加を定める請書を提出した。⁵⁵なお、一六日に提出した願書は小田原藩へ出願すべきとして返却された。また、同日、「類社物代」として宮山村戸右衛門と三之宮村万蔵が綾雄と面談し、「双方示談二而無事神事執行候様仕度」として綾雄に「神服遠慮」を求めてきたが、綾雄は拒否した。戸右衛門らは綾雄・施川両名を国府祭に参加させるべく綾雄に妥協を求めたと思われるが、綾雄は譲らなかつたのである。

その後、支配が足柄県に替り、明治五年正月二二日、綾雄は足柄県役所へ始末書を添えて一件の吟味を求める願書提出し、⁵⁶二月五日にも吟味を催促する願書を提出したが、沙汰あるまでの帰村を命じられた。五月五日、この年の国府祭も綾雄は「神勤遠慮に付遠見二而供奉」となった。

そして、九月一九日、出縄綾雄は足柄裁判所に召喚され、「神職筋目之義者、一般御廃止相成、然上者、申争ひ候義有之間敷候間、其旨相心得、是迄上置候書類下ケ願いたし可申旨」を仰せ渡され、ここに裁判は終息した。⁵⁷これは明治四年五月一四日の世襲神職廃止にともなう措置であつた。なお、明治六年七月、六所神社の祠掌には近藤施川の長男広治が任命された。⁵⁸

三 明治初期の神主職をめぐる裁判の特質

以上、出縄主水（本章では「主水」に統一して記述）の神主職をめぐる裁判の経緯をみてきた。主水は主に神奈川県に対して訴願・吟味を働きか

けたが、遅々として進まない県の対応に翻弄された。また、主水は神奈川県での裁判が停滞すると神祇官への出願を企てるが、神奈川県はそれを察知するや速やかに主水を引きとめようとした。しかし、神奈川県にも神祇官にも積極的に裁判を進展させようとする姿勢はみられず、長期にわたる停滞の末、世襲神職廃止により裁判は終息した。

出縄主水の神主職をめぐる裁判にはかかる特徴が指摘できるが、それは如何なる理由によるのであろうか。当該期の神祇行政や神奈川県の状況に位置づけて検討し、当該期の神職をめぐる裁判の特質を考察したい。

1 維新期の神職の支配と身分

慶応四（明治元）年（一八六八）三月一三日、「諸家執奏配下之儀」を廃止し、「天下之諸神社神主禰宜祝神部二至迄」を神祇官付属とする布告が出された。⁵⁹しかし、五月九日には「伊勢両宮并大社 勅祭神社之外ハ以後、神祇官ニテ直ニ他家之支配不致候事」と、地方神社については府藩県支配が定められた。ただ、「府藩県ニテ難決事件ハ其支配所ヨリ印鑑ヲ遣シ、弁事伝達所へ可為差出事」とされ、神社支配について府藩県の対応が難しい事件は弁事伝達所へ申し出ることも指示されている。⁶⁰

一方、総督府の軍政下にある東国では、五月一九日に駿河以東一三国を支配する江戸鎮台が設置され、その際、寺社奉行を廃して社寺裁判所が設置された。⁶¹社寺関係事件の最終解決が神祇官ではなく、近世の寺社奉行を引き継いだ社寺裁判所に対応したところに江戸鎮台管轄下の東国の特徴がある。その後七月一七日に江戸鎮台が廃止されると社寺裁判所も廃止され、鎮将府が設置された。しかし、七月二〇日には駿河以東一三国の府藩県で対応しがたい社寺関係事件は「府藩県ヨリ鎮将府へ可申出様」指示されており、引き続き神祇官の扱いにならなかつたようである。⁶²ただし、一〇月一八日の鎮将府廃止後は、東国においても神祇官が最終解決にあつたも

のと思われる。

以上のように、慶応四年五月以降、基本的に地方神社は府藩県で支配することが定められた。しかし、府藩県で対応しがたい事件があることも想定されていたことに留意しておきたい。

さて、明治元年一二月二〇日には「諸国大小神社神職継目之儀ハ所部之府藩県之印鑑ヲ以可願出候、其上於神祇官許状相渡」すとして、神職継目は府藩県を通して神祇官から許状を授与することが達せられた⁶³。実際には支配違いであったが、近藤三河と清因（本章では「三河」・「清因」に統一して記述）は、この手続きにそつて葦山県へ「神主願」を出願したのであつた。

2 神職裁判の所管問題

六所神社の神主職をめぐる裁判は明治二年二月、出縄主水が葦山県に近藤三河らの「神主願」の確認を迫つていたところへ、神奈川県から神祇官での裁判を指示する差紙が到来したことで始まつた。神奈川県からの差紙到来は、葦山県からの支配替のため一件が神奈川県で処理すべき事案となつたからである。しかし、神奈川県が神祇官での裁判を指示したのは、同県がこの事案を「府藩県ニテ難決事件」と判断したからであろう。神奈川県は神祇官に解決を委ねたのである。結局、神祇官での裁判は三月一五日に主水にとつて不本意な結果で終わるが、それ以降、主水は神祇官へ再審を求め続ける。

ところで、先述のように地方神社の紛争処理は基本的には府藩県の所管であつた。五月に主水が神祇官に再審を求めた際、支配知事事の添簡がなければ「差越」になるとして、神祇官が支配知事事への出願を指示したのはそのためであろう。しかし、当初から「府藩県ニテ難決事件」が見込まれてきたように、実際には神祇官への訴訟は多発していただと思われる。明

治二年四月、神祇官は「諸社神職輩種ニテ訴訟多有之、右ヲ取調不都合無之様当官ニテ取計候ハ勿論ニ候ヘトモ、其内非分ノ者ニテも才力アル者、弁舌ヲ以利運ニ相成候様ノ儀も可有之、(中略)当官中少人数ノ事故行届不申候間、以後ハ刑法官監察司ノ内ヨリ当官へ出勤致シ、入組候訴訟ノ節ハ申談取調候様有之度事」と刑法官に照会している⁶⁴。ここからは当時、まさに六所神社の神主職をめぐる裁判のごとき争論が神祇官に多数持ち込まれ、その当事者には「非分」をも「利運」にしてしまう「弁舌」巧みな者もおり、神祇官はその対応に苦慮していたことがうかがえる。そのため神祇官は刑法官へ「入組候訴訟」における監察司の臨席を要請したのである。神祇官は裁判に必要な専門性と人員に欠けていたと考えられる。

出縄主水の裁判結果についても神祇官の役人が主水に種々弁解していただように、実は神祇官自身、自らの裁判結果の妥当性に自信がなかつたことがうかがえる。そこで、神祇官は地方神社争論の府藩県における裁判の原則もあつて、主水に神奈川県へ裁判を投げ返す指示をしたと思われる。かかる裁判の投げ合いの背景には神奈川県・神祇官とも多忙に加え、神奈川県は神道に関する専門性に、神祇官は裁判に関する専門性に欠け、ともに当該裁判の関与への忌避があつたことが考えられる。

ただ、寒川神社や阿夫利神社における神職の地位をめぐる争論では神奈川県が神祇官での裁判を指示した形跡はない。六所神社の争論は支配替えで葦山県から神奈川県へ持ち込まれたという経緯があるが、各争論に対する県の対応の相違の由来は不明である。

3 神奈川県と裁判の停滞

さて、六所神社の神主職をめぐる裁判は明治二年六月に神奈川県で再審されるが、その過程の六月二七日に突如、真勝寺が神奈川県の「厳命」によるとして復飾願書を提出し、県は主水・三河・真勝寺に三人で神主を勤

めることを提案した。この背景には三河・清因両近藤家の和解の動向により真勝寺が自ら復飾しなければ神社支配を実現しえなくなったという事情があると考えられるが、神奈川県としても、六月一〇日に神祇官から出された「社僧別当復飾等之儀、(中略) 出願ニ不及候処、今以願書差出候向モ有之候間、府藩県ニテ兼テ御布令之御趣意行届候様可致事」との達書が念頭にあったと思われる⁶⁵。これには「社僧別当復飾之上、其所部之府藩県ヨリ取纏メ神祇官へ可届出事」との但書がついている。この達書は、本来神祇官への出願が不要で府藩県で処理すべき復飾願書が神祇官に多数提出され、これに苦慮した神祇官が社僧別当復飾の府藩県における処理の原則の徹底を府藩県に求めたものと思われる。さらに、この達書には「神職継目並社僧別当復飾致し神主・社人等之称号、其府藩県ニテ取糺之上、押印副書ヲ以神祇官へ可願出事」ともある。社僧別当が復飾すれば神主・社人の地位・構成について必然的に問題となるが、神祇官はその問題を府藩県で糺したうえで出願を要求している。府藩県での実質的な紛争処理を促す達書ともいえ、解決済みの問題の許可のみを欲する神祇官の姿勢がうかがえる。そして、神奈川県はこの達書を受けて、真勝寺に復飾の選択肢を提示し、三人を神主にすることで裁判の早期解決をはかろうとしたのではないだろうか。復飾を県からの「厳命」とする真勝寺の主張には、県からの何らかの示唆がうかがわれる。

しかし、三人神主の提案は当事者たちに拒否され、これ以後、審理は停滞する。担当役人の不在や年貢取納の繁忙さなどが停滞の理由とされている。これらは裁判解決の糸口を見失い意欲を失った担当役人の遁辞や怠業ともとれるが、そうとはいいきれない神奈川県の事情もあつたと思われる。

この年の七月、職員令により府藩県の職員定員が定められ、弁官から神奈川県へ県官の定員を定めるべき旨の達があり、そこには「本県ハ開港場

ニシテ職員ノ定数他県ヲ以テ比擬シ難シト雖トモ、務メテ冗員ヲ省キ定員ヲ上申スヘキ」ことが記されていた。冗員を省くように指示しつつも、開港場が所在する神奈川県の特殊性が留意されている。実は、これより先、神奈川県は「本県ノ事務殊ニ繁劇ナルヲ以、職員ノ数他県ニ準シ難キ」ことを上申ししていたのである⁶⁶。

この達に対して十一月、神奈川県は職員数を弁官に上申するが、「当港之儀ハ漸次貿易筋盛大ニ及ヒ、加之移住内外商民相増、随テ他所出入ノ者公事聴訟ヲ始メ、事務可及繁多ニ付、即今ノ官員ニテハ引足不申、何分此先ノ官員駈トハ難差極」と述べ、上申した職員数の了解を求めている⁶⁷。さらに、一二月には「事務ノ繁劇ニ勝ヘサルヲ以テ」、「定制ノ外特ニ五名」の増員を民部・大蔵両省に申請して許可された⁶⁸。

これら神奈川県の主張からは、神奈川県では開港場の所在のため移住者が増え、訴訟も発生し、事務が繁多になり、それゆえ事務量に比して規定の職員数では処理が追いつかず、多忙を極めていたことがうかがえる。かかる事情は当然に出縄主水の裁判の停滞の背景にあつたといえよう。

結局、主水は停滞する神奈川県の裁判に失望し、数度、神祇官への裁判に望みをかける。ただ、主水が神祇官への出願を示唆すると県の対応は早くなり、出願の慰留や願書の下書の提出を求めるなどの動向をみせる。これには本来神奈川県が管轄すべき訴訟を神祇官へ委ねることへの後ろめたさがあつたのかもしれない。

4 神職裁判の特殊性

結局、六所神社の神主職をめぐる裁判は神祇官・神奈川県ともに積極的関与をせず、進展がないまま最終した。次にみる明治三年七月の神祇官が弁官へ提出した伺書は、かかる神祇官と神奈川県の裁判に対する態度の背景を考えるうえで興味深い。

官社以下府藩県管轄之神社並神主等訴訟及出入等ノ儀、一切糾問筋之儀ハ從來当官取扱ニ不及、当官ニ於テハ神祇之政務一向タル儀勿論之儀ニ付、右等之取調都テ彈正台ヘ差付候事ニ有之候処、凡神社ノ争論或ハ神仏取別等之事件ヨリ差纏、又ハ神主職業之違乱、社領之出入地方ニ引合等有之候廉、神祇之筋ニ關係致候儀ハ他向ニテ取捌難キ儀モ有之ニ付、彈正台ニ於テ取調ニ不及、其儘当官ヘ差向候儀モ有之候ヘトモ、前意之如ク当官糾問筋取合不仕候ニ付、其趣ヲ以テ彈正台ヘ再応差返候事ニ有之、右等ニ付テハ双方讓合ト相成、甚遅滞ニ及ヒ、本人殊ノ外困窮致候様子、尤神祇之筋合ニ於テハ他向ニ於テ不分明ノ儀モ可有之、右等之次第ニ成行候ニ付テハ、追追神祇之公事訴訟等当官取調不仕、他向ニテ扱方運兼候様相見候テハ自然狡點ノ手段ヲ企、不謂訴訟箱訴等ニ及候族モ出来仕、以之外ノ儀ニ押移可申哉ニ付、此以後前件之通訴訟吟味モノ等当官ニ於テ専ラ關係有之品品ハ一応取調致候テ、其上糺彈推考等ノ儀ハ夫其筋ヘ引渡不都合無之様致度候間、此段御聽置可被下候事

庚午七月十二日

神祇官

弁官御中⁶⁸

この伺書では「官社以下府藩県管轄之神社並神主等訴訟及出入等ノ儀、一切糾問筋之儀ハ從來当官取扱ニ不及」はずで「右等之取調都テ彈正台ヘ差付候事」であるにもかかわらず、「神祇ノ筋ニ關係致シ候義ハ他向ニテ取捌難キ儀モ有之ニ付、彈正台ニテ取調ニ不及、其儘当官ヘ差向候儀モ有之」と訴えられている。彈正台は明治二年五月に設置され、七月の官制改革で刑部省とならぶ司法警察・訴追の機関とされていた。また、「神祇之筋合ニ於テハ他向ニ於テ不分明ノ儀モ可有之」とあるように、この伺書か

らは「神祇ノ筋」という事案の特殊性により神職關係の訴訟は彈正台でも扱いかねていたこと、そのため審理の神祇官への差し戻しがあつたことがわかる。そして、神祇官と彈正台の間で訴訟が「双方讓合ト相成、甚遅滞ニ及ヒ、本人殊ノ外困窮致候様子」と裁判の遅延が訴訟当事者の困窮になる弊害を生んでいたことも指摘されている。ただ、このような「讓合」により訴訟の空白部門が生じると「狡點ノ手段ヲ企、不謂訴訟箱訴等ニ及ヒ候族モ出来仕」る可能性もあるので、今後は「当官ニ於テ専ラ關係有之品品ハ一応取調致候」うえで關係各所へ訴訟を引き渡すことも提起している。この伺いを受けて神祇關係の裁判は以後、刑部省が管轄することになった。この伺書からは、先述の神奈川県と神祇官の間における裁判に関する問題が、彈正台との間にもあつたことがわかる。そして、かかる裁判の「讓合」により裁判が「甚遅滞ニ及ヒ、本人殊ノ外困窮致候様子」が指摘されている。出縄主水もいわば神奈川県と神祇官による裁判の「讓合」と「遅滞」に悩んだが、裁判の膠着に悩む神社關係者は主水だけではなかつたのである。

おわりに

明治初期、神仏分離という旧来の神社秩序の動揺により、神職身分をめぐる訴訟が発生した。一般社員の神職身分に関する事務手続きは府藩県に委ねられ、神職をめぐる争論は府藩県で争われることになった。ただ、「神祇ノ筋」との特殊性ゆえか当初から「府藩県ニテ難決事件」のあることが想定されており、争論が神祇官に持ち込まれることもあつた。しかし、神祇官は裁判に関する専門性、府藩県（後には彈正台も）では「神祇ノ筋」に関する専門性に欠け、神職をめぐる裁判は「讓合」・「遅滞」の様相を呈するものになっていた。かかる状況から当該期の神職争論の特質として神

社秩序と権力機構の改編にもない発生した、いわば裁判の空白部門ということが指摘できるのではないだろうか。出縄主水以外にもこの空白による裁判の「譲合」・「遅滞」に翻弄された多くの神社関係者の存在が想定できるが、当該期の神職争論に関する研究は乏しく、今後、事例発掘とそれらをもたらした意味について検討を深める必要があると思われる。

一方、神奈川県は開港場が所在する県として繁忙を極めていた。六所神社の神主職をめぐる裁判の著しい停滞は、神社秩序と権力機構の改編という当該期の一般的な問題に加え、神奈川県の特事情が拍車をかけたものと考えられる。ただ、これについても今後の検討が必要であろう。

そして、これらの問題を最終的かつ強制的に解決したのは世襲神主の廃止Ⅱ身分制の廃止であった。

【付記】

本稿は平塚市博物館地域史研究ゼミにおける共同研究「幕末維新期の地域社会」の成果の一部である。同ゼミ会員の方々からは多くの御教示をいただいた。記して謝意を表したい。

註

- (1) 松岡俊「幕末明治初期における相模大山御師の思想と行動―神仏分離を中心として―」（『伊勢原の歴史』五 一九九〇年）・『寒川町史』7 通史編近現代（二〇〇〇年）
- (2) 出縄主水と六所神社をめぐる諸問題については、拙稿A「幕末維新期の神職・由緒・身分―相州六所神社と鍵取役出縄主水をめぐって―」（『日本歴史』七四四 二〇〇一年）・拙稿B「相州六所神社鍵取役出縄主水・惣胡隊と戊辰戦争―白川家配下神職の草莽隊運動―」（平塚市博物館研究報告『自然と文化』三三 二〇一〇年）参照。
- (3) 『新編相模国風土記稿』（以下、『風土記』）二卷三〇二頁（雄山閣）
- (4) ただし、「社家惣代」記したものもある（『大磯町史』二 No.二五四）。
- (5) 平塚市博物館寄託出縄忠良家文書（以下、出縄家文書 四六号）
- (6) この「神主」役は「社僧附役人」の近藤七郎兵衛が勤めていたと推測される（後

述）。

- (7) 出縄家文書六二号
- (8) 『風土記』二卷三二八頁
- (9) 『平塚市史』一 No.一〇五
- (10) 出縄家文書五九号・六五号
- (11) 万田村は石高六七五石余で、文化八年（二八一）以降、榊原二家（佐手作家・主殿家）・日向・白須の旗本四給支配となり、出縄家は榊原佐手作領三七六石余に属した（『旧高田領取調帳 関東版』東京堂出版 参照）。
- (12) 出縄家文書九五号
- (13) 出縄家文書一一五号
- (14) これらの書類の内容については前掲註(2) 拙稿A参照。
- (15) 出縄主水の草莽隊活動の顛末については前掲註(2) 拙稿B参照。
- (16) 出縄家文書明治期一〇号「神祇官日記」
- (17) 出縄家文書一八七号「勤王日記」
- (18) 出縄家文書一八七号「勤王日記」
- (19) 出縄家文書明治期二二号
- (20) 出縄家文書明治期一〇号「神祇官日記」
- (21) 出縄家文書明治期七号
- (22) 出縄家文書一八七号「勤王日記」。以下、明治二年二月二五日までの記述は注記がない限りこれによる。
- (23) 内海舟人は慶応四年四月には「白川殿執役所役人」として出縄主水らと総督府との取次をしていたが（出縄家文書一八六号「勤王諸日記」）、明治二年四月一日には古川の「家来」と記されている（出縄家文書明治期二八号）。
- (24) 『法規分類大全』第二六卷七九頁
- (25) 出縄家文書明治期七号。何書の日付は二月六日だが、この日役所の休日だったため、実際には七日に提出した。
- (26) 明治元年一月六日に神奈川県裁判所から洵綾郡村々にあて「以来御収納向者勿論、諸御仕置とも取捌候条、其旨相心得、公事出入・吟味物、其外諸願・諸届とも神奈川県裁判所江可訴出候」と支配替えを知らせる廻状が出されていた（『大磯町史』二 No.246）。
- (27) 出縄家文書明治期一四号
- (28) 出縄家文書明治期一〇号「神祇官日記」。以下、明治二年七月六日までの記述は注記がない限りこれによる。
- (29) 大化改新の国郡制制定以前、相模国は相武国と師長国に分かれていた。
- (30) 出縄家文書一八七号「勤王日記」
- (31) 出縄主水の由緒創出と近藤家の由緒との相克については、前掲註(2) 拙稿A参照。
- (32) 出縄家文書明治期二八号
- (33) 出縄家文書明治期二八号
- (34) 出縄家文書明治期一〇号「神祇官日記」。以下、本章の記述は注記がない限りこれによる。
- (35) 中嶋数馬は文化九年（二八一）に榛沢郡用土村の社家岡本家に生まれ、天保一三年（一八四二）に白川家へ、安政三年（一八五）に平田国学へ入門、同五年に北向神社の神主になり、武州児玉郡関村の神葬祭運動にも関わった。また、平田国学の入門者の紹介者として実績をあげ、白川神道の普及にも努め、目立つ存在であった。

たという(村田安穂「岩鼻県における神葬祭運動の展開と『廃仏毀釈くどき』」、『埼玉県史研究』一九一九八年七月)、のち同著『神仏分離の地方的展開』吉川弘文館一九九九年所収)

(36) 出縄家文書明治期二七号

(37) 古川・田中は神祇官で亀井茲監・福羽美静を批判し、福羽の意向で職を解かれたという(羽賀祥二「明治神祇官制の成立と国家祭祀の再編(上)」(京大大学人文科学研究所『人文学報』四九一九八一年)、のち同著『明治維新と宗教』筑摩書房一九九四年所収)。

(38) 出縄家文書明治期二八号

(39) 長谷川政憲。神奈川県官吏。旧幕臣。明治元年二月、江川太郎左衛門附属。明治元年二月、神奈川県属司試補。明治二年一月一八日、権少属。明治三年九月二十五日、少属。明治四年一月二十九日、免官(『旧官員履歴』『神奈川県史料』八卷七一頁)。

(40) 近藤達夫家文書三三三号(大磯町立図書館架蔵写真)

(41) 出縄家文書明治期四六号。以下、明治三年二月二十九日までの記述は注記がない限りこれによる。

(42) 桜井昌好。神奈川県官吏。明治三年、使部。(『神奈川県役人付』『神奈川県史』資料編一五・一〇五一頁)

(43) 田川篤忠。神奈川県官吏。神奈川県属。明治元年二月一〇日、神奈川県属司補。明治元年一月一六日、少属。明治三年四月七日、権大属。明治四年二月二日、大属(『旧官員履歴』『神奈川県史料』八卷四三頁)。

(44) 石賀重紀。神奈川県官吏。東京府貫属士族。明治元年四月二〇日、神奈川県裁判所調役並。明治元年二月三日、同裁判所庶務補。明治二年一月一五日、大属准席。明治四年九月二一日、大属。(『旧官員履歴』『神奈川県史料』八卷四二頁)。

(45) 中村惟清。神奈川県官吏。神奈川県貫属士族。明治元年二月一一日、神奈川県従事補。明治元年二月一一日、同属属司試補。明治二年一月一六日、権少属。明治三年九月二五日、少属。明治三年二月八日、職務差免(『旧官員履歴』『神奈川県史料』八卷六三頁)。

(46) 出縄家文書明治期五一号

(47) 出縄家文書明治期五一号

(48) 出縄家文書明治期八六号。「総社日誌」。以下、明治四年四月二八日までの記述は注記がない限りこれによる。

(49) 山田則嘉。神奈川県官吏。旧幕臣。明治元年一〇月、神奈川県定役。明治元年一月一三日、同属属司補。明治二年三月、同属属司。明治二年一月一六日、権大属。明治四年二月一四日病氣により職務差免(『神奈川県史料』八卷五三頁)。

(50) 出縄家文書明治期五五号

(51) 出縄家文書明治期五七号

(52) 出縄家文書明治期六九号

(53) 出縄家文書明治期六八号

(54) 出縄家文書明治期七一七号

(55) 出縄家文書明治期七三三号

(56) 出縄家文書明治期一〇四号。「総社大論菅原日誌」。以下、本節の記述は注記がない限りこれによる。

(57) 『法規分類大全』二六卷九五頁

(58) 近藤達夫家文書六一号(大磯町立図書館架蔵写真)

(59) 『法規分類大全』二六卷一頁

(60) 『法規分類大全』二六卷三〇頁

(61) 『法規分類大全』二六卷三二頁

(62) 『法規分類大全』二六卷三三頁

(63) 『法規分類大全』二六卷七八頁。ただ、これ以前、九月の長崎府の伺いに対する指令でも同様のことが指示されているので、実際には一二月以前からこの手続きで

神職継目が出願されていた可能性が考えられる(『復古記』八卷一九五〜一九六頁)。

(64) 『太政類典』第一編第一八八卷(国立公文書館蔵)

(65) 『法規分類大全』二六卷八一頁

(66) 『神奈川県史料』一巻一九九頁

(67) 『神奈川県史料』一巻一九九頁

(68) 『神奈川県史料』一巻二〇〇頁

(69) 『法規分類大全』二六卷三八頁